

入札心得

入札者は、下記の事項に注意し、厳正に入札を行う。

1. 代理人が入札するときは、入札前に委任状を提出する。
2. 次の各号に該当する者の入札は無効または失格とする。
 - (1) 入札参加資格のない者
 - (2) 代理人で委任状を提出しない者
 - (3) 指示された書類が不足する者または必要事項を記載しない者
 - (4) 同時に2種類以上の入札書を提出した者
 - (5) 入札に関して不正な行為を行った者
 - (6) 指定した時間に遅れてきた者
3. 入札に関する注意事項
 - ア. 入札者は「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」等に抵触する行為を行ってはならない。
 - イ. 入札者は、入札にあたって、競争を制限する目的で他の入札者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。
 - ウ. 入札者は、落札者の決定前に、他の入札者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。

以上